

さいたま市訓令第5号

さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年8月27日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市事務専決規程（平成15年さいたま市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表第2（第3条関係） 共通専決事項					別表第2（第3条関係） 共通専決事項				
1 〔略〕					1 〔略〕				
2 人事・服務					2 人事・服務				
専決事項	課長	部長	局長	副市長	専決事項	課長	部長	局長	副市長
1 病気休暇及び特別休暇（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第29号）第21条第1項第3号及びさいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号）第11条第1項第3号を除く。）を承認すること。 (1) 局長 (2) 局に属する局長相当職、部長（局に属する部長相当職を含む。 <u>第2項から第4項まで及び第6項から第9項までにおいて同じ。</u> ）、局に属する課長相当職及び総合調整幹 (3) 部に属する部長相当職、課長（部に属する課長相当職を含む。 <u>第2項から第4項まで及び第6項から第9項までにおいて同じ。</u> ）及び調整幹 (4) 〔略〕					1 病気休暇及び特別休暇（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第29号）第21条第1項第3号及びさいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号）第11条第1項第3号を除く。）を承認すること。 (1) 局長及び <u>区長</u> (2) 局に属する局長相当職、部長（局に属する部長相当職を含む。 <u>以下同じ。</u> ）、局に属する課長相当職及び総合調整幹 (3) 部に属する部長相当職、課長（部に属する課長相当職を含む。 <u>以下同じ。</u> ）及び調整幹 (4) 〔略〕				

2 職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。第7項において同じ。）の職務専念義務を免除（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第16号）第2条第10号から第12号までに限る。）すること。 (1) 局長 (2)～(4) [略]				○
3 勤務時間及び休憩時間の割振りをする。こと。 (1) 局長 (2)～(4) [略]				○
4 時間外勤務及び休日勤務の命令をする。こと。 (1) 局長 (2)～(4) [略]				○
5 [略]				
6 週休日の振替え及び代休日の指定をする。こと。 (1) 局長 (2)～(4) [略]				○
7 職員の部分休業の請求を承認すること。 (1) 局長 (2) 局に属する局長相当職、部長、局に属する課長相当職及び総合調整幹 (3) 部に属する部長相当職、課長及び調整幹 (4) 課に属する課長相当職及び所属職員		○	○	○
8 出張（外国出張及び人材育成課が主管する派遣研修を除く。）の命令及び復命の受理をする。こと。 (1) 局長 (2)～(4) [略]				○
9 外国出張の命令及び復命の受理をする。こと。 (1) 局長 (2)～(4) [略]				○
10 [略]				
11 [略]				

2 職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）の職務専念義務を免除（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第16号）第2条第10号から第12号までに限る。）すること。 (1) 局長及び区長 (2)～(4) [略]				○
3 勤務時間及び休憩時間の割振りをする。こと。 (1) 局長及び区長 (2)～(4) [略]				○
4 時間外勤務及び休日勤務の命令をする。こと。 (1) 局長及び区長 (2)～(4) [略]				○
5 [略]				
6 週休日の振替え及び代休日の指定をする。こと。 (1) 局長及び区長 (2)～(4) [略]				○
7 出張（外国出張及び人材育成課が主管する派遣研修を除く。）の命令及び復命の受理をする。こと。 (1) 局長及び区長 (2)～(4) [略]				○
8 外国出張の命令及び復命の受理をする。こと。 (1) 局長及び区長 (2)～(4) [略]				○
9 [略]				
10 [略]				

<u>1 2</u> [略]				
<u>1 3</u> [略]				
<u>1 4</u> [略]				
<u>1 5</u> 会計年度任用職員の介護 休暇、介護時間、育児休業並 びに部分休業の申出及び請求 を承認すること。	○			
<u>1 6</u> [略]				
<u>1 7</u> [略]				
<u>1 8</u> [略]				

3～8 [略]

備考 [略]

別表第3（第3条関係）

個別専決事項

総務局

人事部					
課所名	専決事項	課 長	部 長	局 長	副 市長
人事課	<u>1 [略]</u> <u>2 職員の営利企業等 従事を許可すること。 （局長（局長相当職 を含む。第4項から 第7項までにおいて 同じ。）を除く。）</u> <u>3 [略]</u> <u>4 修学部分休業を承 認すること。</u> <u>(1) 局長</u> <u>(2) 部長（部長相当 職を含む。次項か ら第7項までにお いて同じ。）</u> <u>(3) 課長（課長相当 職を含む。次項か ら第7項までにお いて同じ。）</u> <u>(4) 総合調整幹、調 整幹及び課に属す る所属職員</u> <u>5 自己啓発等休業を 承認すること。</u> <u>(1) 局長</u> <u>(2) 部長</u> <u>(3) 課長</u> <u>(4) 総合調整幹、調</u>			○	
				○	○
			○		
		○			
			○		○
		○			

<u>1 1</u> [略]				
<u>1 2</u> [略]				
<u>1 3</u> [略]				
<u>1 4</u> 会計年度任用職員の介護 休暇、介護時間、育児休業及 び部分休業を承認すること。	○			
<u>1 5</u> [略]				
<u>1 6</u> [略]				
<u>1 7</u> [略]				

3～8 [略]

備考 [略]

別表第3（第3条関係）

個別専決事項

総務局

人事部					
課所名	専決事項	課 長	部 長	局 長	副 市長
人事課	<u>1 [略]</u> <u>2 職員の営利企業等 従事を許可すること。 （局長（局長相当職 を含む。）及び区長 を除く。）</u> <u>3 [略]</u> <u>4 修学部分休業を承 認すること。</u> <u>(1) 課長（課長相当 職を含む。）</u> <u>(2) 所属職員</u> <u>5 自己啓発等休業を 承認すること。</u> <u>(1) 課長（課長相当 職を含む。）</u> <u>(2) 所属職員</u>			○	
				○	
			○		
		○			
			○		○
		○			

[illegible]